

今日は、第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

定例会の開会に当たり、提出いたしました諸案件の説明に先立ちまして、現在の市の情勢等について、申し述べたいと存じます。

9月に入り、少し暑さも和らいだものの、今年は、全国的に猛暑に見舞われました。本市におきましても、特に、お盆の時期を直撃した気温40度にも迫る厳しい暑さは、連日、全国の最高気温ランキングの上位に名を連ねたところであります。

また、今年は、街中を熱気で包み込む桑名の夏恒例の「桑名石取祭」が、さらには、秋にずらして開催予定であった「桑名水郷花火大会」も、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止となりました。例年であれば聞こえるはずの、打ち上げられた花火の轟音、沸き起こる観客の大歓声、また、祭車からの太鼓や鐘の音を聞くことができず、非常に残念に思っているところであります。

加えて、市内公立の小中学校では、例年より一足早く、夏休みを終え、先月24日から学校が再開されており、いつもとは違う夏に、子どもたち、市民の皆様も戸惑われていることと思います。

まだまだ厳しい残暑が続くと思われませんが、感染症対策と並行し、いつも以上に熱中症対策には気を配りながら、これからの本格的な台風シーズンに向けて、防災対策につきましても、今一度気を引き締めて、市政の舵取りをしてまいります。

さて、新型コロナウイルスは、今もなお、衰えることなくその猛威を振るい続けており、感染に対する恐怖、生活に対する不安は拭い去ることができません。

そのような中、何よりも、一昨年、関係各位のご努力により、開院させることができた桑名市総合医療センターは、感染症の脅威から市民の皆様の命を守る非常に心強い存在となっていると感じております。

さらに、関係機関等とも協力し、桑名医師会との連携では、応急診療所を活用したPCR検査体制の確立を図り、また、三重県行政書士会の協力により、感染症に関連する各種制度などについて電話で相談できるコールセンターも設置することができました。関係者の皆様に御礼を申し上げますとともに、引き続き、連携・協力しながら、新型コロナウイルス感染症への対応を進めてまいりたいと考えております。

一方で、コロナ禍で見えてきた課題もございます。その一つとして、感染者の発生に対し、個人情報の特定制や誹謗中傷する行動が見受けられたことから、人権への配慮に関しまして、私から強くメッセージを発し、正しい情報にもとづいた冷静な行動を市民の皆様をお願いしてまいりました。

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、「桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部」設置し、『感染症拡大防止対策』と、併せて「桑名市経済対策・生活支援本部」を設置し、『市内経済対策』と『生活支援策』について、状況に応じ迅速に進めてきたところであります。

長引く感染症の影響が強く懸念されるところでありますが、引き続き「感染症拡大防止対策」「経済対策」「生活支援」の3本柱と、先ほど申し述べた人権への配慮も含めまして、しっかりと対応してまいります。

一方で、国内経済の動向を見ますと、内閣府が先月17日に発表した2020年4～6月期の国内総生産GDPの速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比7.8%減、この成長が1年続いた場合の年率換算で27.8%減となりました。リーマン・ショック後の2009年1～3月期（年率17.8%減）を超える戦後最悪の下落となり、新型コロナウイルスの感染拡大が、経済に深刻な打撃を及ぼしたことが鮮明になっております。

そのような中、「本市の財政状況」についてであります。令和元年度決算における主要な財政指標である経常収支比率は、主に人件費、補助費等の減少及び一般財源等を充当した歳出額を抑えることができたことに加え、景気の動向等により市税等の歳入額が増加したことにより前年度から2.5ポイント改善し、93.0%となりました。これは、市長就任後の最も厳しい状況にあった平成26年度の99.7%から大きく改善することができました。

また、基金の令和元年度末現在高は、財政調整基金が3億7千3百万円余増の45億8千9百万円余となり、基金全体では2億2千4百万円余増の106億1千9百万円余となりました。この基金につきましても、同じく平成26年度時点では、財政調整基金が33億6千万円余、基金全体では68億7千万円余であった状況から、大きく増加させることができました。

財政の健全化につきましては、私が市長に就任して以来、一貫して、力を入れ、取り組みを進めてまいりました。特に、桑名市総合計画の中に「行財政改革」を位置付け、まちづくりと一体的に取り組むことで、将来への投資と今必要な改革のバランスを図りながら進めることができたと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、今日の社会は、目まぐるしく変化し、予測困難な課題に迅速に対応することが求められるようになっております。今回、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し緊急対策基金を創設し、市民の皆様、事業者の皆様の不安を取り除くための対策を、必要なタイミングで迅速に講じることができましたのも、将来的な備えとして計画的に基金への積み立てを行ってきたからであると考えております。

私といたしましては、今後も、財政基盤の強化に努め、確固たる財政構造の確立に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そして、本年4月からスタートいたしました「総合計画」後期基本計画に新たに位置付けました“11の重点プロジェクト”の推進と併せて、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念のもと、目指す将来像の実現のため、各施策の取り組みを着実に進めてまいります。併せて、引き続き総合計画の中に位置付けた行政改革大綱において目指す「スマート自治体」への転換も図ってまいりたいと考えております。

そこで、本市の主要な施策の進捗状況について、その一端を申し述べたいと思います。

はじめに「桑名駅周辺の整備」についてであります。

平成29年度から整備を進めてまいりました桑名駅自由通路と橋上駅舎が、ようやく先月30日から供用開始となり、長年の課題であった桑名駅東西の分断が解消され、本市の玄関口である桑名駅が、より安全に、より便利に、生まれ変わりました。

半世紀ぶりにリニューアルされた桑名駅が、さらなる魅力と活力で溢れるよう、引き続き、公民連携の手法で進める桑名駅周辺複合施設等整備事業について、7月に基本協定を締結した長島観光開発株式会社と連携し、しっかりと進めてまいります。

次に、「防災」についてであります。

今年も既に国内各所で「特別警報」を伴う大規模な風水害が発生しており、各地に甚大な被害をもたらしています。特に今年はコロナ渦の中での対応を迫られていることもあり、各自治体ともこれまでに経験のない災害対応を強いられているのが実情です。本市においても台風シーズンを間近に控え、災害対策と感染症対策の両立を図るための備えが急務となっております。

こうした中、先月、県が最悪の事態を想定した「高潮浸水想定」を公表しました。超大型台風により市内浸水想定区域の施設の大半が2階まで浸水し、その後1週間以上にわたって広範囲で浸水が続くという深刻な事態を想定したもので、市民の皆様も驚きと不安を

持っておられることと思います。

改めまして、こういった事態も想定した、これからの避難対策の基本的な考え方、ご自身の命を守る行動について、市民の皆様にしつかりと伝えてまいりたいと考えております。

また、こうしたソフト対策や広域連携による災害対応に加え、まもなく完成となります星見ヶ丘地内の桑名市防災拠点施設、伊曾島地区で進める津波避難誘導デッキの整備、さらには、津波浸水地域にある消防本部機能の高台移転などのハード対策についても着実に進め、本市の防災体制がより強固なものとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に「教育環境の整備」についてであります。

今年、猛暑が続く中での学校再開となり、熱中症のリスクが心配されるところでありますが、昨年までに、公立の全ての小学校の普通教室と幼稚園保育室においてエアコンが利用できるよう整備を進めたことで、子どもたちの安全・安心な学びの環境を確保することができました。

また、このコロナ禍において、学校に通うことが困難となった場合においても、オンラインによる学習に対応するため、児童・生徒一人ひとりにタブレット端末を整備することが急務となりました。本市におきましては、議員各位のご理解もいただき、いち早くその整備に取り掛かったところであり、早ければ、今月末にも導入がはじまる予定となっております。

いかなる状況下にあっても、子どもたちが安全で快適な環境の中で学習ができるよう、今後も教育環境の改善・充実に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、「公共交通」についてであります。

高齢化等の社会構造が変化する中で、市内における路線バスやコミュニティバスの運行は市民の皆様の日々の生活を支える公共交通網の重要な核となっております。

市民の皆様のご安全・安心の確保と移動手段の確保の観点から、先月、三重交通株式会社と相互連携の協定を締結させていただきました。

協定の概要につきましては、三重交通株式会社のご協力のもと、高潮など浸水の被害が想定される区域にお住まいの高齢者等の要配慮者を事前に高台にある安全な避難所などへコミュニティバス等で輸送していただきます。

一方で、浸水想定区域に保管されているバス車両を、^{NIN}市の総合運動公園サッカー場の駐車場を避難先として提供させていただくことで、三重交通株式会社のバス車両を水害から守り、被災後も、市民の皆様のご通勤・通学・通院のための交通手段を確保するというものでございます。

また、鉄道事業につきましても、事業の存続について、三岐鉄道、養老鉄道の各事業者と連携を図りながら、既存の公共交通の維持に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、昨年、バス運転手の減少・高齢化が進む中、社会構造への変化への対応のため、従来のバスシステムに代わる新たな交通ネットワークの検討として、県内初の取組となる自動運転バスの実証実験を、市役所と桑名駅の間の公道において実施いたしました。

今年、今月末、26日から28日の間、大山田団地において、バス路線の維持・移動手段の確保の観点から、第2回目となる自動運転バスの実証実験を実施いたします。

自動運転の実用化までには、様々な課題が整理されなければなりません。公共交通ネットワークの維持に向けた取り組みを進めながら、「人の移動」をシームレスにつなぎ、さらに、他業種と連携を図ることで、「サービスの移動」も組み合わせながら、新たなライフスタイルの創造を目指してまいりたいと思います。

最後に、「新型コロナウイルス感染症」への対応であります。

感染症による影響が刻々と変化する中であっても、“感染症拡大防止対策”と“経済対策・生活支援策”の両面から、必要とされる対策を、必要なタイミングで講じることができるよう、これまでに第1弾から第5弾までの緊急対策を打ち出し、機動的に対応を進めてきたところであります。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響は、まだまだ終わりが見えません。医療現場の最前線に立ち、新型コロナウイルス感染症と闘っていただいている地域の医療関係者の皆様には、心からの感謝を申し上げるとともに、引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げます。本市といたしましても、必要な支援を続けてまいります。

そこで、本定例会では、第6弾となる緊急対策として、感染症拡大防止対策を継続しながらも、長期化する市内経済への影響をふまえた対策を講じるための補正予算案等をご提案いたしたいと思っております。

あらゆる面での感染防止対策に対する補助金のほか、市民の皆様の安全につなげるため、事業者における非接触型決済の導入を支援いたします。また、地域の経済団体等と連携し、市民の皆様一人ひとりが地元事業者を応援する施策を講じることで、誰一人取り残さない「持続可能なまちづくり」を推進してまいります。

また、行政におきましても、感染拡大防止のためにとられた移動抑制や人と人との接触の機会を低減させる取組として、行政のデジタル化の必要性があらためて浮き彫りとなりました。

そこで、従来から対面や紙を基本としている市役所での手続の見直しとして、まずは、住民票の申請とがん検診の申込みについて、オンライン化を進めてまいります。

また、小中学校の学習用タブレットの導入と併せて、GIGAスクールサポーターの配置や小中学校デジタル教材の導入等、子ども達の学びの環境をしっかりと整えてまいります。

人々の価値観・趣向、ライフスタイル等が加速度的に変わっていく中、行政におきましても、これらの変化に対応するための持続可能な行政運営を新たに創出していく必要があります。

そのためには、さきほど申し述べた、オンライン化やICT環境の整備等の行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、業務の効率化と効果的な行政サービスが提供できるよう、スマート自治体への転換に向けた取組を進めてまいります。

加えて、感染拡大への不安の抑制や新しい生活スタイル、また経済活動の変化へ対応していくためには、財政基盤の強化も併せて取組を進めることが重要であると考えております。

そこで、本市の地理的優位性を活かした企業誘致の推進は、産業活性化、確固たる財政基盤の確立に繋がる最重要施策の一つとして考えております。本定例会には、企業誘致促進条例の一部改正案を提出し、市内への投資をより促進するための準備も進めてまいります。

また、現在も整備が進められている東海環状自動車道等の周辺環境の変化に対応し、主要な幹線道路との連携をしっかりと進めてまいります。

様々なアクセス網をしっかりと確保し、利便性を確保することで、企業のみならず、より多くの方に選んでいただけるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

激しい変化の潮流の中で、先を見通すことが困難な状況であるからこそ、時代の流れを読み、変化に的確に対応できるよう、進化していくことが求められております。

私自身が先頭に立ち、引き続き、持続可能で成長し続けられるまちづくりを進めてまい

りたいと考えております。

議員各位におかれましては、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第85号「令和2年度桑名市一般会計補正予算（第9号）」につきまして、歳出から主なものをご説明申し上げます。

まず、総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響による“巣ごもり消費”の増加に伴い、「ふるさと納税」による寄附額が、当初予算で見込んでいた4億円に加え、さらに2億円の増額が見込まれ、あわせて6億円を見込みますことから、“ふるさと応援基金”に2億円の積み増しをするとともに、これに対する記念品及び事務に係る費用の増額分を計上いたしました。

このほか、コロナ禍における“新しい生活様式への対応”として、行政のデジタル化を進め、“スマート自治体への転換”を一層加速化させるため、オンライン申請及び窓口のキャッシュレス化、さらには職員のテレワークを導入するための費用を計上いたしました。

オンライン申請につきましては、まずは、“住民票の写し”に限り、スマートフォンやタブレット等で交付申請から手数料の納付までを完結できるシステムを導入いたします。

窓口のキャッシュレス化につきましては、市役所本庁舎内1階戸籍・住民登録課窓口にキャッシュレス決済端末機を導入し、来年2月からの運用を開始いたします。

職員のテレワークにつきましては、職員30名に限り、在宅勤務や出張先で、職場と同様の業務が行えるシステムを導入し、セキュリティ機能を備えたテレワーク環境を整備いたします。

これらいずれの事業につきましても、今回の先行導入の実績等を踏まえ、次年度以降、さらに対象を拡大して、行政のデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に関し公共交通事業者が取り組む予防及び拡大防止対策費用に対して補助金を交付するための費用を計上いたしましたほか、“新しい生活様式”が求められている現状を踏まえ、市民活動団体等に対して、WEB会議の体験研修会を開催するための費用を計上いたしました。

次に、民生費では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国が発出した「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、市内の子ども食堂が、要支援家庭などに対して宅食等を通じて訪問支援などを行うための費用を計上いたしました。

このほか、犯罪に巻き込まれた被害者をはじめ、その家族や遺族の多くは十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされているといった、昨今の現状を踏まえ、国や県の支援内容とは重複しない、市独自のきめ細やかな支援を実施するための費用を計上いたしました。

“犯罪等の被害による遺児への支援”をはじめ、“公衆に情報提供を求める活動への支援”や“家賃や家事といった日常生活への支援”などを寄り添いながら行うことで、SDGsの理念のもと、“誰一人取り残さないまち”の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、衛生費では、総務費と同様、“新しい生活様式”に対応するため、集団がん検診の申込をオンライン化するためのシステム導入費用を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止だけでなく、申込手続の利便性向上により、受診率の向上を企図するとともに、職員の業務効率化を図るものであります。

次に、農林水産業費では、ため池等整備事業について、県補助金の追加内示がございましたことから、“馬の頭ため池”の耐震調査を実施するための費用を計上し、事業全体の早期進捗を図るものであります。

次に、商工費では、市内事業者等が取り組む感染拡大防止対策等に対して補助金を交付するとともに、キャッシュレス決済Pay Pay（ペイペイ）によるポイント還元事業を実施するほか、桑名商工会議所等が実施するプレミアム商品券事業に対する補助金を交付するための費用を計上いたしました。

コロナ禍における“新しい生活様式への対応”と“地域経済の活性化”、すなわち、“感染対策”と“経済対策”の2つの両立を図ることで、消費者と事業者の双方が安心かつ安全に売り買いができ、ひいては市内の消費喚起に着実につなげていくための総合的な取組として、地域を支援していくための事業であります。

次に、土木費では、非出水期中の工事完成が河川工事の許可条件となっていることから、市道東汰上6号線“沢北川8号橋”の道路改良工事に係る費用を計上いたしました。

このほか、桑名市多度力尾土地区画整理事業の施行区域内において、市が管理する緑地の土砂崩落箇所について、桑名市多度力尾土地区画整理組合と協定を締結し、同組合において自然災害防止対策事業を実施するため、これに係る建設事業負担金を計上いたしました。

次に、消防費では、新型コロナウイルス感染症関係の緊急出場に継続して対応するため、これまでの新型コロナウイルス感染症対策での使用により不足した備蓄品を補充するための費用を計上いたしました。

このほか、救急搬送時における隊員への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、救急車両全10台に“オゾンガス”による車両除染システムを導入するための費用を計上いたしましたほか、災害活動時の野営テント内をはじめ、緊急活動時の現場室内など、密閉空間内に設置し、室内そのものや室内にある物品、衣服、機材等を除染することができる“持ち運び可能なオゾンガス式除染装置”を購入するための費用を計上いたしました。

また、津波避難施設の建設について、確実に事業を推進し、早期完成を図るため、設計・施工一括方式に変更することに伴う事業費の増額分を計上いたしました。

次に、教育費では、各市立小中学校の修学旅行において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、キャンセルせざるを得ない状況となった場合に、保護者負担を軽減するため、キャンセル料相当額を補助金として交付するための費用を計上いたしましたほか、児童生徒一人ひとりの学習理解度に応じ、個別最適化された学びや問題提示課題を提供するため、また、新型コロナウイルス感染拡大により再び休校措置となった場合における対応として、小中学校にデジタル教材を導入するための費用を計上いたしました。

このほか、GIGAスクール構想の実現に向けて、GIGAスクールサポーターを配置し、学校からの遠隔学習機能強化に係る備品を整備するための費用を計上いたしましたほか、肢体等に障害のある児童生徒が新型コロナウイルス感染症に起因して学習機会を奪われることのないよう、学習への参加を支援する機器を導入するための費用を計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、成人式行事を開催するに

協力し、被保険者を対象に資格や給付申請の受付をはじめ、保険料の収納業務を行いました。

最後に、地方独立行政法人桑名市総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計につきましては、地方独立行政法人移行前後の病院事業債の元利償還に加え、桑名市総合医療センターが行う新病院整備事業に対して病院事業債を財源とした貸付や交付を行いました。

これら各特別会計の事業を推し進めた結果、7つの特別会計の歳入総額は275億3,584万円余、これに対する歳出総額は272億4,874万円余で、歳入歳出差引額は2億8,709万円余となりました。

続きまして、議案第89号「令和元年度水道事業会計利益の処分及び決算の認定」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、水道事業会計の決算に関し、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするとともに、同法第32条第2項の規定により、企業債の償還に使用した減債積立金相当額について、資本金への組み入れ処分も併せてお願いするものであります。

令和元年度も引き続き、安全な水を安定的に供給するための管網整備及び施設整備を行ってまいりました。

経営状況につきましては、給水戸数は微増した一方、水需要の減少により有収水量は、約1.4%減の1,680万立方メートル余であり、収入総額は、27億164万円余となっております。

これに対し、支出総額は、23億8,555万円余であり、差し引き3億1,609万円余の純利益となっております。

資本的収支では、5億7,411万円余の収入不足が生じたことから、決算報告書のとおり補填をいたしました。

次に、議案第90号「令和元年度下水道事業会計利益の処分及び決算の認定」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、下水道事業会計の決算に関し、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするとともに、同法第32条第2項の規定により、企業債の償還に使用した減債積立金相当額について、資本金への組み入れ処分も併せてお願いするものであります。

令和元年度は、汚水対策事業として、コストキャップ型下水道等に取り組み、大字播磨地内ほか10か所で行った管路施設工事により、人口普及率は77.6%、下水道処理区域内水洗化人口は10万4千人余となっております。

雨水対策事業として、平成30年度に着手いたしました、城之堀ポンプ場の自家発電設備改築工事が完成したほか、甚内ポンプ場の場内整備詳細設計業務委託を行い、来年度の施工に向け事業を進めております。

経営状況につきましては、有収水量は1,075万立方メートル余であり、収入総額は、50

億 8,021 万円余となっております。これに対し、支出総額は、46 億 1,604 万円余であり、4 億 6,416 万円余の純利益となっております。

資本的収支では、13 億 8,273 万円余の収入不足が生じたことから、決算報告書のとおり補填をいたしました。

次に、議案第 91 号「桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正」につきましては、公職選挙法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 92 号「桑名市民会館条例の一部改正」につきましては、桑名市民会館駐車場の有効活用を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 93 号「桑名市印鑑条例の一部改正」につきましては、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請を可能とする等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 94 号「桑名市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定」につきましては、条例等で書面等によることとされている手続等について、オンラインにより行うことができるようにするため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 95 号「桑名市行政手続条例の一部改正」につきましては、「桑名市情報技術を活用した行政の推進に関する条例」の制定等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 96 号「桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」につきましては、人事院規則の改正に準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫業務従事した際の特殊勤務手当の特例を設けるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 97 号「桑名市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 98 号「桑名市手数料条例の一部改正」につきましては、窓口のキャッシュレス化による手数料徴収方法の変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 99 号「桑名市企業等誘致促進条例の一部改正」につきましては、施設の新設等に伴う市民の新規雇用及び従業員の新規転入を促進するため定住促進奨励金を新設する等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 100 号「桑名市建築開発関係手数料条例の一部改正」につきましては、建築基準法の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 101 号「桑名市犯罪被害者等支援条例の制定」につきましては、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 102 号「桑名市体育施設条例の一部改正」につきましては、桑名市体育施設の利用促進及び利用者の利便性の向上を図る等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 103 号「和解」につきましては、多度町小山土地区画整理組合と和解をすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 104 号ないし第 106 号「財産の取得」につきましては、桑名市消防署、大山田分署、東員消防署の各消防署・分署の配備車両として財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 107 号「市道の変更」につきましては、江場二丁目 3 号線を延長するもので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、上程の各議案につきまして、大要をご説明申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、報告 14 件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、報告第 17 号「令和元年度桑名市一般会計継続費精算報告書」につきましては、平成 28 年度から令和元年度までの 4 か年の継続事業として設定いたしておりました防災行政無線整備費について、完了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、報告するものであります。

報告第 18 号「令和元年度決算に基づく桑名市健全化判断比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

健全化判断比率 4 指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため算定されておりません。

また、実質公債費比率と将来負担比率についてであります。実質公債費比率は3か年平均で8.8%となり、昨年度の9.6%から0.8ポイント改善いたしました。

また、将来負担比率におきましては昨年度の56.9%から7.8ポイント増加し、64.7%となりました。

いずれも財政健全化計画を定めなければならない基準を下回っております。

次に、報告第19号ないし第21号「資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付してそれぞれ報告するもので、いずれの会計においても資金不足比率は算定されておられません。

次に、報告第22号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの令和元事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告」につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、桑名市総合医療センターの業務実績に関する評価結果を報告するものであります。

当事業年度につきましては、全体としては中期計画の達成に向け、おおむね計画どおりに進んでいるものと評価しております。

次に、報告第23号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類の提出」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類を提出するものであります。

令和元年度の経営状況は、営業収益が前年度実績を上回った一方、営業費用も前年度実績を上回りましたが、減価償却前利益で前年度比8億5100万円の改善を得ることができました。安定した財務基盤の構築に向けては、更なる収入の確保と費用節減が課題となっております。

次に、報告第24号「桑名市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和元年度中に教育委員会が実施した教育に関する各種施策の点検、評価の結果を報告するものであります。

次に、報告第25号ないし第28号「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により、それぞれ報告するものであります。

次に、報告第29号及び第30号「議決事件に該当しない契約」につきましては、「桑名市公共下水道污水管渠の建設工事委託（第二期）に関する協定 その2」及び「上野浄水場桑名地区監視操作盤更新工事請負契約」を締結したことから、「議決事件に該当しない

契約についての報告に関する条例」第2条第1項の規定により、それぞれ報告するものであります。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。